

危険物 Q & A 集

整理番号	2	区分	概要	A	2
質問	危険物とは、どのようなものをいいますか。				
回答	<p>一般的には、危険性のある物質等を指しますが、消防法では、ガソリン・灯油等、火災の発生・拡大の危険性が大きいもの、消火が困難なものを危険物として指定しています。</p> <p>消防法で規制される危険物は、一定の条件下で液体と固体の状態であるもので、気体のものではありません。中には、毒物・劇物に該当するものもあります。</p>				
根拠法令等	消防法 第2条第7項 危険物の規制に関する政令 第1条の2				